

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和3年12月3日（令和3年（独個）諮問第89号）

答申日：令和4年12月19日（令和4年度（独個）答申第5028号）

事件名：本人に係る特定文書二通において開示請求文書の件数が一致していない事由及び根拠等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、請求保有個人情報1につき、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示し、請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報4につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したこと及び請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報4を保有していないとして不開示としたことは、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年8月11日付け3高障求発第287号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

(1) 審査請求書

ア 本件開示請求文書、本件補正依頼書及び本件決定通知書は別表1及び2のとおりでありまた本件補正依頼書及び本件決定通知書に対する論駁も別表1及び2のとおりである。別表1及び2のとおり（中略）強弁している内容は全て嘘である。

イ 本件決定通知書-4において開示実施方法について言及されているが審査請求人が要求していることは特定施設（中略）における閲覧及び交付である（本件開示請求書-2及び資料16）。しかし（中略）これを一方的に無視しているので開示義務違反である（法14条）。

（中略）相変わらず「誹謗中傷された、名誉毀損された」と嘘を吐い

ているがその実態は虚偽公文書に対する糾弾であり要するに虚偽公文書を糾弾されたくないのだから応接及び情報提供から逃げているだけである。また情報提供に応じないことは法46条1項に違反している(中略)。(中略) 応接及び情報提供に応じることは機構がwebsiteにおいて公表している個人情報保護法開示請求等の事務処理要領(資料13)にも書かれているので(中略)それ等に応じず逃げていることは当該要領にも違反している。(中略)

ウ 本件延長通知書もでたらめであり当該書は法的に無効であるので延長も無効である。法19条2項により延長できる期限は30日以内であるが(中略)それを超過する期限を設定している、すなわち当該書は7月13日に作成されているので延長できる法定期限は8月12日であるが(中略)8月16日と書いているので前述したとおり当該書は法的に無効でありそれゆえに延長も無効である。(中略)そもそも事務処理にしても本来であれば法19条1項に定められているとおり30日以内に済ませなければならないにも関わらず(中略)それもできていない。(中略)

エ 以上のとおり原処分は違法かつ失当であるので取り消されなければならない。

(以下略)

(2) 意見書

本件理由説明書(下記第3。以下同じ。)を以下のとおり論駁する。

ア 「請求保有個人情報1」(本件理由説明書の1)件数不一致

(ア) (中略)「延長通知文書A」における件数は「4件」であるが、「特定納付依頼文書」における件数は「5件」であるのでそれ等が一致していないことは一目瞭然である。審査請求人は本件開示請求においてそれはなぜかと問質している。それ等は法人文書であるので公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて跡付け検証できるように作成されなければならないはずでありそれゆえにそれができないとなれば同法に違反していることになる。

(イ) (略)

(ウ) (中略)件数を特定した経緯について書いているがそれは「別紙の2の情報提供文書ア」(中略)のどこにも書かれていないのでそれは本件開示請求文書に当たらずそれゆえに的確に特定されていないと判断するしかない。また他件について「不存在」と答えているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反しており総務省情報公開・個人情報保護審査会が以前にも同じ指弾を行っているにも関わらず(資料7-8頁)(中略)相変わらずそれを無視している(中略)。

(エ) 前述(ウ)のとおり本件開示請求文書は的確に特定されていないので「延長通知文書A」(中略)に係る決裁原議書及び「特定納付依頼文書」(中略)に係る決裁原議書を本件開示請求文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。

イ 「請求保有個人情報2」(本件理由説明書の2) 違法な延長期限
(ア) (略)

(イ) (中略) 「個人情報保護窓口において受付を行った日の翌日から起算し」と書いているが審査請求人は「受付を行った日」について不知であるので「当該期間の末日が機構の休日に当たる」か否かについても不知である。そもそも(中略)「受付を行った日」を審査請求人に通知していないのでそれを明かさないうまま期間を延長していること自体が懈怠であり不作為でもある。したがってこれ等の正否を明らかにするために「受付を行った日」及び「当該期間の末日が機構の休日に当たる」か否かについて総務省情報公開・個人情報保護審査会に対して明らかにしろ。これ等は不開示情報でないにしてもまずは当該審査会において *in camera* 審理を行ってもらいそれにより虚偽であると判明すれば(中略)当該審査会に対しても嘘を吐いていると断定される。

(ウ) また(中略)「個人情報保護法開示請求等の事務処理要領」(資料18)を挙げておりそれにおいて定められているのは「必要最小限の延長」及び「事情の記載」であるが(中略)いずれも遵守していないので明らかに失当である。まず前者であるが「必要最小限」と定められているので相応の「事情」がないにも関わらず無条件で30日間を延長することはできないはずであり次いで後者であるがやむを得ず期間を延長せざるを得ない場合はその「事情」を「記載」しなければならないにも関わらず「延長通知文書AないしG」(中略)においてそれはどこにも書かれていない。そもそも(中略)期間の延長をあらかじめ前提しているのでこれは法19条1項に違反している。なぜなら本来であれば30日間以内に決定処分を済ませなければならないにも関わらず(中略)相応の「事情」がないにも関わらず期間を延長しているからでありこれは明らかに違法である。要するに(中略)最初から法19条1項を遵守する意志が全くない、すなわち遵法意識が全くないと断ずるしかない。

(エ) (中略) 本件開示請求文書について「不存在」と答えているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反しており総務省情報公開・個人情報保護審査会が以前にも同

じ指弾を行っているにも関わらず（資料7－8頁）（中略）相変わらずそれを無視している（中略）。

（オ） 前述（エ）のとおり本件開示請求文書は的確に特定されていないので「延長通知文書AないしG」（中略）に係る決裁原議書を本件開示請求文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。

ウ 「請求保有個人情報3」（本件理由説明書の3）虚偽記載

（ア）（略）

（イ）（中略）それ等において下記のとおり書いている。

- ・ 情報提供文書イ（情報提供 開示29）（資料19）－記4
「障害者台帳及び特定番号文書Yが虚偽文書でない事由及び根拠」
- ・ 特定理由説明書（資料20）－別表－4
「障害者台帳及び特定施設が発出した文書が虚偽文書でない事由及び根拠」

（ウ） しかし保有個人情報開示請求書29回目（資料2）－1－3に書かれている開示請求文書は「根拠が存在しないにも関わらず「当機構としては、虚偽文書はないと判断しております」「開示請求された文書は、虚偽文書ではありません」と強弁できる事由及び根拠」である。要するにここで問質しているのは虚偽ではない根拠の存否ではなく虚偽ではない根拠が存在しないと自ら認めているにも関わらず虚偽ではないという嘘を吐いているのはなぜかである。

（エ） したがって（中略）「情報提供文書イ」（中略）及び「特定理由説明書」（中略）に嘘を書いているのは一目瞭然であるので「嘘を書いたとする主張には当たらず」という記述も嘘を書いていることになりすなわち虚偽記載である。要するに（中略）嘘を吐いているにも関わらず「嘘を吐いていない」という嘘を吐いているのである。（中略）

（オ）（中略）本件開示請求文書について「不存在」と答えているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反しており総務省情報公開・個人情報保護審査会が以前にも同じ指弾を行っているにも関わらず（資料7－8頁）（中略）相変わらずそれを無視している（中略）。

（カ） 前述（オ）のとおり本件開示請求文書は的確に特定されていないので情報提供文書イ（情報提供 開示29）（資料19）に係る決裁原議書及び特定理由説明書（資料20）に係る決裁原議書を本件開示請求文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が

決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。

エ 「請求保有個人情報4」（本件理由説明書の4）虚偽記載

（ア）（中略）「審査会へ諮問している」と書いているが審査請求日から諮問するまでに30日間以上掛かっているので審査請求人はそれが個人情報保護法開示請求等の事務処理要領（資料21）に違反していると糾弾している。なぜなら当該要領において「審査請求があった日から諮問するまでに遅くとも30日を超えないようにする」と定められているにも関わらずそれが遵守されていないからである。

（イ）（中略）「却下の裁決を行う」と書いているがこれは法43条1項に違反しておりすなわち本来であれば総務省情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないにも関わらず（中略）それを行っていないのである。（中略）

（ウ）（中略）「虚偽記載」と書いているが資料5のとおり事実と異なる日付を公文書に書くことは虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項）に当たるとされているのでこれに倣えば資料8も両罪に当たる。

（エ）（中略）「虚偽記載にはあたらず」と書いているが総務省情報公開・個人情報保護審査会が諮問を受理した日付をそのまま資料8に転記していないので前述（ウ）のとおり虚偽記載に当たることは自明である。そもそも当該受理日が判明しているにも関わらずなぜわざわざ「機構が諮問の手続を行った」日付を資料8に書いているのか？当該受理日が判明しているのだからそれをそのまま資料8に転記するのが自然である。当該受理日をそのまま資料8に転記していないことは極めて不自然であるのでその事由及び根拠について公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて跡付け検証しろ。資料5と同様に諮問手続における瑕疵を隠蔽するために資料8に事実と異なる日付を書いたのではないか？

（オ）（中略）本件開示請求文書について「不存在」と答えているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反しており総務省情報公開・個人情報保護審査会が以前にも同じ指弾を行っているにも関わらず（資料7-8頁）（中略）相変わらずそれを無視している（中略）。

（カ）前述（オ）のとおり本件開示請求文書は的確に特定されていないので特定番号文書Z（裁決書謄本 不作為8）（資料8）に係る決裁原議書を本件開示請求文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれている

はずである。

オ 決裁原議書

決裁原議書について補記しておく。(中略)当該書において審査請求人の氏名等が書かれていないことをもって保有個人情報に該当しないと強弁しているが総務省情報公開・個人情報保護審査会は当該書に書かれている文書番号により審査請求人を識別することができるので当該情報に該当すると判断している(資料22-4頁)。したがって仮に本件開示請求における事由及び根拠が当該書に書かれていればそれは本件開示請求文書に該当するので法14条に基づき開示しなければならずそのようになれば原処分は違法かつ失当として取り消されなければならない。

カ 諮問失当

本件諮問が失当であることについても補記しておく。諮問庁がweb siteにおいて公開している個人情報保護法開示請求等の事務処理要領(資料21)によると諮問は「遅くとも90日を超えない」と定められているにも関わらず本件諮問は審査請求日から90日を超えているので明らかに失当である。ところで当該要領によると審査請求日から諮問するまでに90日を超えた事案について国民に公表するようであるのでそれに倣えば本件諮問はいずれ公表されることになる。

(以下略)

第3 諮問庁の説明の要旨

本件審査請求にあっては、以下の理由により原処分維持が適当であると考えらる。

令和3年5月31日付け(受付日同年6月16日)で審査請求人から法13条1項の規定に基づく別紙の1に掲げる本件請求保有個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)があり、そのうち、請求保有個人情報1に該当する文書として、別紙の2の情報提供文書アを特定し、また、請求保有個人情報2ないし4に該当する保有個人情報を保有しておらず、不開示とする決定を行った(原処分)。審査請求人は、原処分について文書の特定が適切ではないとして取消しを主張している。

本件請求保有個人情報に係る原処分の理由等は以下の1ないし4のとおりである。

1 請求保有個人情報1

審査請求人から本件開示請求の前に別件の保有個人情報の開示請求(以下「別件開示請求1」という。)があり、機構は当該保有個人情報の特定、開示・不開示の精査等に期間を要するため、開示決定等の期限の延長を行い、延長通知文書Aを通知した。その後、当該保有個人情報を特定し、審

査請求人に対し、当該保有個人情報の存否等を別紙の2の情報提供文書Aにより情報提供を行った上で、特定納付依頼文書により手数料の納付を依頼した。

審査請求人は、延長通知文書A及び特定納付依頼文書をみて、延長通知文書Aには、開示請求文書が4件と記載されているが、特定納付依頼文書では納付件数が5件と記載されていると主張している。審査請求人の主張を踏まえると、請求保有個人情報1は、両文書において開示請求文書の件数が一致していない根拠を示す文書と解される。

これについては、延長通知文書Aの通知時点において、機構は、当該保有個人情報特定できていなかったため、審査請求人が提出した請求書に記載された4項目を4件として記載したものである。機構は、当該保有個人情報の特定を行ったのち、別紙の2の情報提供文書Aにおいて、請求書に記載された4項目のうち3項目の文書は不存在であり、開示請求されても不開示決定となり、開示手数料が発生すること、残りの1項目は特定番号文書X及びYであることを情報提供した。審査請求人から別件開示請求1について取下げの申出はなく、開示請求手数料として、文書不存在による不開示決定3件、異なる決裁文書で作成された特定番号文書X及びYの2件、併せて5件と特定し、特定納付依頼文書により、納付を依頼したものである。そのため、本件対象保有個人情報として、文書の存否等を通知した別紙の2の情報提供文書Aを特定し、開示決定をしたものである。

2 請求保有個人情報2

審査請求人から本件開示請求の前に別件7回の保有個人情報の開示請求（以下「別件開示請求2ないし8」という。）があり、機構は、各保有個人情報の特定、開示・不開示の精査等に期間を要するため、開示決定等の期限の延長を行い、審査請求人に対し、延長通知文書AないしGを通知した。審査請求人は、延長通知文書AないしGで通知された「延長後の期限」について、法19条2項の「期間を30日以内に限り延長することができる」との定めを踏まえ、当該延長期限は30日を超えており、違法であると主張している。審査請求人の主張を踏まえると、請求保有個人情報2は、延長通知文書AないしGにおいて違法な期限延長を行っている根拠を示す文書と解される。

開示決定等の期限については、機構は「個人情報保護法開示請求等の事務処理要領」（以下「要領」という。）に基づき期間計算を行っている。当該期間計算は、個人情報保護窓口において受付を行った日の翌日から起算し、当該期間の末日が機構の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することとし、延長後の期限も同様の計算を行っている。延長通知文書AないしGにおける延長後の期限は、末日が機構の休日に当たっていたため、その翌業務日を期限として通知したものである。機構は、要領

に基づき法定期限の範囲において延長を行っており、審査請求人が求める保有個人情報には保有しておらず、不存在としたものである。

なお、別件開示請求 2 ないし 8 の処分決定を行う前に、機構は、審査請求人に対し、別紙の 2 の情報提供文書アにより、期限の延長は要領に基づき処理しており、当該保有個人情報は不存在であることを情報提供している。

3 請求保有個人情報 3

審査請求人から本件開示請求の前に別件の保有個人情報の開示請求（以下「別件開示請求 9」という。）があり、機構は、該当する保有個人情報が不存在であることを情報提供文書イにより通知した上で、不開示決定をしている。

審査請求人は、当該不開示決定処分の取消しを求め、別件審査請求（以下「別件審査請求 1」という。）を行った。機構は、別件審査請求 1 を受け、審査会に対し諮問を行うとともに、当該不開示決定処分の経緯を特定理由説明書にとりまとめて審査会に提出した。

審査請求人は、情報提供文書イ及び特定理由説明書の記載内容に関し、別件開示請求 9 において開示を求めた文書名が正しく両文書に転記されていないと主張している。審査請求人の主張を踏まえると、請求保有個人情報 3 は、審査請求人が請求した文書名を、情報提供文書イ及び特定理由説明書に正しく転記せず、嘘を書いている根拠を示す文書と解される。

情報提供文書イ及び特定理由説明書に記載の文書名については、審査会の過去の答申における「保有個人情報の名称として本件開示請求書の記載を（中略）引き写すなどして記載して（中略）、その記載内容を見ると、本件文書の文書名の多くが法人文書として適切さを欠くもの」との指摘を踏まえて適切となるよう記載しており、嘘を書いたとする主張には当たらず、審査請求人が求める保有個人情報は保有しておらず、不存在としたものである。

なお、別件開示請求 9 の処分決定を行う前に、機構は、審査請求人に対し、情報提供文書イにより、請求保有個人情報 3 に該当する保有個人情報は不存在であること、情報提供文書イに記載した文書名は、審査会の答申を踏まえていることを情報提供している。

4 請求保有個人情報 4

審査請求人から本件開示請求の前に 4 件の審査請求（以下「別件審査請求 2 ないし 5」という。）があり、さらに、審査請求人は、機構による別件審査請求 2 ないし 5 に係る審査会への諮問の手続が遅滞しているとして、不作為の審査請求を行った。機構は、別件審査請求 2 ないし 5 については、要領の規定に基づき、審査会へ諮問していることから、当該不作為の審査請求に対し、行政不服審査法 4 9 条 1 項の規定により却下の裁決を行うと

ともに、審査請求人に対し、特定番号文書Zにより裁決書の謄本を送達した。

当該裁決書には、別件審査請求2ないし5の概要として、機構が審査会あてそれぞれ諮問を行った日付が記載されているが、審査請求人は、当該日付が審査請求人あて諮問した旨を本件開示請求前に通知した文書（以下「諮問通知書」という。）の「諮問日・諮問番号」欄に記載された諮問日と一致していないことから、これを虚偽記載と主張している。この主張を踏まえると、請求保有個人情報4は、機構が当該日付に係る虚偽記載を行った事由及び根拠を示す保有個人情報の開示請求を行ったものと解される。

これについては、諮問通知書の「諮問日・諮問番号」欄には、審査請求人に審査会における調査審議が始まったことを知らせるために、審査会が諮問を受理した日付及び諮問番号を記載しており、当該裁決書の概要には、不作為の審査請求に対して、機構が諮問の手続を行ったことを示すために、機構が審査会あて諮問した日付を記載している。よって、当該記載は審査請求人が主張する虚偽記載にはあたらず、審査請求人が求める保有個人情報は存在しないため、不存在としたものである。

以上のことから、機構が本件開示請求に対し、該当する保有個人情報を特定し、法18条1項の規定に基づき開示決定とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年12月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和4年1月11日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年11月9日 審議
- ⑤ 同年12月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、請求保有個人情報1につき、本件対象保有個人情報を特定して開示し、請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報4につき、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報4の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報4の保有の有無について

- (1) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））及び意見書（同（2））において、請求保有個人情報1につき、的確に特定されておら

ず、延長通知文書A及び特定納付依頼文書に係る決裁文書を追加して特定すべき旨、また、請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報4につき、延長通知文書AないしG、情報提供文書イ、特定理由説明書及び特定番号文書Zに係る決裁文書を新たに特定すべき旨主張する。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該審査請求人の主張について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 請求保有個人情報1について

理由説明書（上記第3）のとおり、本件対象保有個人情報を特定したものであり、このほかに、延長通知文書A及び特定納付依頼文書に記載の件数の相違に関する保有個人情報は作成していない。延長通知文書A及び特定納付依頼文書に係る決裁文書について念のため確認したが、該当する保有個人情報を確認できなかった。

イ 請求保有個人情報2ないし4について

理由説明書（上記第3）のとおり、審査請求人が求める保有個人情報は保有しておらず、延長通知文書AないしG、情報提供文書イ、特定理由説明書及び特定番号文書Zに係る決裁文書について念のため確認したが、該当する保有個人情報を確認できなかった。

(2) 決裁文書の性質等に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、機構において、本件対象保有個人情報の外に、請求保有個人情報1に該当する保有個人情報を保有しているとは認められず、また、請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報4を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件開示決定通知書には、不存在に係る不開示の理由として「当該保有個人情報を含む法人文書の存在を確認することができないため」とのみ記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由として不開示とする際には、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を当初から取得していないのか、あるいは取得した後に廃棄したのかなど、なぜ当該文書が存在しないのかについても理由として示すことが求められる。

したがって、原処分における理由の提示は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、請求保有個人情報1につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示し、請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報4につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したこと及び請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報4を保有していないとして不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之, 委員 泉本小夜子, 委員 磯部 哲

別紙

1 本件請求保有個人情報

請求保有個人情報 1 延長通知文書Aと特定納付依頼文書において開示請求文書の件数が一致していない事由及び根拠

請求保有個人情報 2 延長通知文書AないしGにおいて違法な期限延長を行っている事由及び根拠

請求保有個人情報 3 開示請求書に書かれている開示請求文書を法人文書に転記せず嘘を書いている事由及び根拠

請求保有個人情報 4 特定番号文書Zにより通知した裁決書謄本において嘘を記載している事由及び根拠

2 本件対象保有個人情報を記録した文書

特定年月日付け情報提供文書ア

別表 1

本件開示請求文書	本件補正依頼書 本件決定通知書	論駁
<p>① 下記の法人文書二通において開示請求文書の件数が一致していない事由及び根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長通知文書 A (延長通知 開示 3 8) 4 件 (資料 1 4) ・特定納付依頼文書 (納付依頼 開示 3 8) 5 件 (資料 1 5) 	<p>情報提供文書ア (情報提供 開示 3 8) (資料 6)</p>	<p>(ア) 左記の資料 6 に書かれているどの部分が事由及び根拠に当たるのか? その部分を明示した上で事由及び根拠に当たることを公文書等の管理に関する法律 4 条及び 1 1 条 1 項に基づいて理由説明しろ。理由説明できなければ左記の資料 6 は本件開示請求文書に当たらないのでそれが的確に特定されていないと断定される。</p> <p>(イ) 総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが (資料 3 及び 4) (中略) 今回もそれを無視している (中略)。</p> <p>(ウ) 延長通知文書 A (資料 1 4) 及び特定納付依頼文書 (資料 1 5) に係る決裁文書を本件開示請求文書として開示しろ。決裁文書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律 4 条及び 1 1 条 1 項に基づいて書か</p>

		れているはずである。
② 延長通知文書 A ないし G (資料 14) において法 19 条 2 項を無視して違法な期限延長を行っている事由及び根拠	不存在	<p>(ア) 延長通知文書 A ないし G (資料 14) に係る決裁文書を本件開示請求文書として開示しろ。決裁文書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律 4 条及び 11 条 1 項に基づいて書かれているはずである。</p> <p>(イ) 仮に本件開示請求文書が不存在としてもなぜ不存在であるのかについて書かれていないので行政手続法 8 条 1 項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが (資料 7)</p> <p>(中略) 今回もそれを無視している (中略)。</p>
③ 開示請求書に書かれている開示請求文書を法人文書に転記せず嘘を書いている事由及び根拠 下記の法人文書二通において開示請求文書として「障害者台帳及び特定番号文書 Y / 特定施設が発出した文書が虚偽文書でない事由及	不存在	<p>(ア) 情報提供文書イ (情報提供 開示 29) 及び特定理由説明書に係る決裁文書を本件開示請求文書として開示しろ。決裁文書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律 4 条及び 11 条</p>

<p>び根拠」と書かれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供文書イ（情報提供 開示 29）－記 4 ・特定理由説明書－別表－4 <p>しかし保有個人情報開示請求書 29 回目（資料 2）－1－3 に書かれている開示請求文書は「根拠が存在しないにも関わらず「当機構としては、虚偽文書はないと判断しております」「開示請求された文書は、虚偽文書ではありません」と強弁できる事由及び根拠」である。要するにここで問質しているのは虚偽ではない根拠の存否ではなく虚偽ではない根拠が存在しないと自ら認めているにも関わらず虚偽ではないという嘘を吐いているのはなぜかである。したがって開示請求文書は的確に特定されておらず（中略）総務省情報公開・個人情報保護審査会による答申書（資料 3 及び 4）をないがしろにして無視していることになる。</p>		<p>1 項に基づいて書かれているはずである。</p> <p>（イ）仮に不存在としてもなぜ不存在であるのかについて書かれていないので行政手続法 8 条 1 項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが（資料 7）（中略）今回もそれを無視している（中略）。</p>
④ 特定番号文書 Z	不存在	（ア）特定番号文書 Z

<p>(裁決書謄本 不作為 8) (資料 8) において別表 2 のとおり諮問日について嘘を書いている事由及び根拠</p>		<p>(裁決書謄本 不作為 8) (資料 8) に係る決裁文書を本件開示請求文書として開示しろ。決裁文書であれば誰が起案し誰が決裁しかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律 4 条及び 11 条 1 項に基づいて書かれているはずである。</p> <p>(イ) 仮に本件開示請求文書が不存在としてもなぜ不存在であるのかについて書かれていないので行政手続法 8 条 1 項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが(資料 7) (中略) 今回もそれを無視している(中略)。</p>
---	--	---

別表 2 特定番号文書 Z (裁決書謄本 不作為 8) (資料 8)

事案の概要	公文書虚偽記載	事実
3 審査請求書(訂正 6)	機構は、特定日 A 付けで情報公開・個人情報保護審査会へ諮問	文書 I (資料 9) において諮問日は特定日 B と書かれている。
4 審査請求書(開示 2 6)	機構は、特定日 A 付けで情報公開・個人情報保護審査会へ諮問	文書 H (資料 10) において諮問日は特定日 B と書かれている。
6 審査請求書(訂正 5)	機構は、特定日 C 付けで情報公開・個人情報保護審査会へ諮問	文書 J (資料 11) において諮問日は特定日 D と書かれている。

7 審査請求書（開示 25）	機構は、特定日C付け で情報公開・個人情報 保護審査会へ諮問	文書K（資料12）に おいて諮問日は特定日 Dと書かれている。
-------------------	--------------------------------------	---------------------------------------